

(1)港湾施設使用料

静岡県港湾管理条例

区 分	算定単位	使用料(平成31年9月30日まで)		使用料金(平成31年10月1日から)		備 考
		外航船舶	内航船舶	外航船舶	内航船舶	
岸壁・さん橋	総トン数1トン24時間につき	10円90銭	11円70銭	10円90銭	11円90銭	
	使用時間が2時間以上12時間以下の場合	8円20銭	8円70銭	8円20銭	8円80銭	
	使用時間が2時間未満の場合	4円90銭	5円10銭	4円90銭	5円10銭	

区 分	算定単位	使用料(平成31年9月30日まで)		使用料金(平成31年10月1日から)		備 考	
		外航船舶	内航船舶	外航船舶	内航船舶		
荷役機械	走行型真空吸込式陸揚機	取扱い穀類1トンにつき	200円	203円		機械式連続アンローダ	
	固定式送油中継機	一般使用	取扱い油類1トンにつき	15円40銭	15円60銭		マリンローディングアーム
専用使用		1基1月につき	169,840円	172,980円			
上屋	4級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	18円30銭	18円60銭	富士2号上屋	
		一般使用	貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで	36円50銭	37円10銭		
		一般使用	貨物搬入の日から起算して31日以後	73円10銭	74円40銭		
	専用使用	1m ² 1月につき	455円	463円			
	5級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	14円10銭	14円30銭		吉原1号、2号上屋 鈴川1号、2号上屋
		一般使用	貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで	28円80銭	29円30銭		
		一般使用	貨物搬入の日から起算して31日以後	57円20銭	58円20銭		
	専用使用	1m ² 1月につき	365円	371円			
	6級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	8円80銭	8円90銭	鈴川3号上屋	
		一般使用	貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで	18円20銭	18円50銭		
		一般使用	貨物搬入の日から起算して31日以後	36円30銭	36円90銭		
	専用使用	1m ² 1月につき	234円	238円			
荷さばき地、野積場	特級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	5円70銭	5円80銭		吉原1号荷さばき地
		一般使用	貨物搬入の日から起算して16日以後	8円80銭	8円90銭		
		一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	3円90銭	同左		
	1級	一般使用	貨物搬入の日から起算して16日以後	5円70銭	5円80銭	中央1号、2号荷さばき地 吉原2号荷さばき地 鈴川1～3号荷さばき地 中央3～6号野積場 沼川13号、5号野積場	
		専用使用(野積場のみ)	1m ² 1月につき	102円	103円		
		2級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	3円10銭		同左
2級	一般使用	貨物搬入の日から起算して16日以後	5円10銭	同左	富士2号、3号荷さばき地 沼川2号野積場		
	専用使用(野積場のみ)	1m ² 1月につき	83円	84円			
	港湾施設用地	永久的工作物を設ける場合	1m ² 1年につき	地価(時価)の5/100		同左	(1)使用期間が1年以上1年未満の場合は月割計算とする。(2)使用期間が1月未満の場合は日割計算とする。(3)電柱本数については支柱又は支線は1本、H柱は2本とみなす。
仮設工作物を設ける場合		同上	地価(時価)の3/100	同左			
工作物を設けない場合		同上	地価(時価)の1/100	同左			
地埋設備		電柱等の建設	1本1年につき	840円	同左		
		外口径40cm未満	1m ² 1年につき	180円	同左		
		40cm以上1m未満	同上	450円	同左		
1m以上	同上	900円	同左	公共的施設の場合は2分の1の額とする。			

- 注) 1.使用した数量に1トン、24時間、1時間、1月、1m²、1日、1m³、若しくは1mに満たない端数がある場合は、それぞれ1トン、24時間、1時間、1月、1m²、1日、1m³又は1mに切り上げる。
2.1件の使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。
3.1件の使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
4.港湾施設用地の使用料は、非課税(但し短期は課税)。
5.使用料金については消費税を含む(但し外航船舶は免税)。

(2)入港料

静岡県入港料条例

区 分	算定単位	料 率		備 考
		金額(平成31年9月30日まで)	金額(平成31年10月1日から)	
基準料率	入港1回 総トン数 1トンにつき	2円につき16銭を加えた額	2円につき20銭を加えた額	総トン数700トン未満の船舶については、徴収しない。
外航船舶の料率		2円	2円	
内航船舶の料率		基準料率の2分の1	基準料率の2分の1	

- 注) 1.同一船舶が、1日に2回以上同一港湾に入港するときは、1日につき入港1回とみなす。
2.同一船舶が、1月に11回以上同一港湾に入港するときは、1月につき入港10回とみなす。